

- 第 4 3 号議案** 品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例
第 4 4 号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例
第 4 5 号議案 品川区立保育所における時間外保育等に関する条例の一部を
改正する条例
第 4 7 号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育
事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
第 5 3 号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例

1 改正理由

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」および「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」の発布に伴い、関係条例の規定整備を行う。

2 改正内容

(1) 月額保育料の無償化

認可保育園、区立幼稚園、私立幼稚園（新制度移行園）、認定こども園、地域型保育事業に在園している満3歳以上※の児童における月額保育料を無償とする。

※ 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを除く（以下同じ）

(2) 預かり保育利用料の無償化

区立幼稚園および区立認定こども園に在園している満3歳以上の児童（保育の必要性が認められた場合）が預かり保育を利用する場合の利用料について、月額11,300円を上限として無償とする。

(3) 就学前乳幼児教育施設の月額保育料と預かり保育利用料等の無償化

ぷりすくーる西五反田に在園している満3歳以上の児童について、保育料と預かり保育利用料（保育の必要性が認められた場合）を合わせて月額37,000円を上限として無償とする。また、入園料についても無償とする。

3 条例改正概要（対象は満3歳以上）

条例名	対象施設	改正内容
品川区保育の実施等に関する条例	区立認可保育園	(1)月額保育料の無償化
	私立認可保育園	
	区立認定こども園	
品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例	私立幼稚園 (新制度移行園)	(1)月額保育料の無償化
	私立認定こども園	
	地域型保育事業	
品川区立幼稚園条例	区立幼稚園	(1)月額保育料の無償化
		(2)預かり保育利用料の無償化 (上限あり)
品川区立保育所における時間外保育等に関する条例	区立認定こども園	(2)預かり保育利用料の無償化 (上限あり)
品川区立就学前乳幼児教育施設条例	ぶりすくーる西五反田 (幼児教育施設)	(3)月額保育料と預かり保育利用料(上限あり)、入園料を無償化

4 新旧対照表

別紙「新旧対照表（案）」のとおり

5 適用日

令和元年10月1日

品川区立就学前乳幼児教育施設条例新旧対照表

新	旧
○ 品川区立就学前乳幼児教育施設条例 (施設および事業) 第3条 教育施設は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設において、それぞれ当該各号に定める事業を行う。 (1) 保育園(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき設置する保育所とする。) 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施(以下「保育の実施」という。)および子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第59条第2号の時間外保育(以下「時間外保育」という。)の実施に関すること。 (2) 幼児教育施設 <u>(児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき東京都知事に届け出た施設とする。)</u> 幼稚園教育要領に準じた幼児教育(以下「幼児教育」という。)および預かり保育の実施に関すること。 (3) 地域子育て支援センター(以下「センター」という。) 子育てについての相談その他の地域における子育て支援に関すること。 (幼児教育の実施) 第8条 区長は、幼児教育施設において、第4条第2号に規定する幼児に対し、幼児教育を実施する。 2 前項の幼児教育を実施する時間(以下「教育時間」という。)は、午前9時から午後2時までとする。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、教育時間を変更し、またはこれを設けない日を定めることができる。 3 幼児教育施設に幼児を入園させようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。 4 区長は、前項の規定により幼児教育施設の入園の承認を受けた保護者(以下「幼児教育施設利用者」という。)から、<u>別表第1に定める額を幼児教育に要する費用(以下「保育料」という。)</u> <u>として徴収する。この場合において、徴収する額は、1月における保育料から2万5,700円を減じた額(その額が零を下回る場合は、零とする。)</u>とする。	○ 品川区立就学前乳幼児教育施設条例 (施設および事業) 第3条 教育施設は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設において、それぞれ当該各号に定める事業を行う。 (1) 保育園(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき設置する保育所とする。) 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施(以下「保育の実施」という。)および子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第59条第2号の時間外保育(以下「時間外保育」という。)の実施に関すること。 (2) 幼児教育施設 幼稚園教育要領に準じた幼児教育(以下「幼児教育」という。)および預かり保育の実施に関すること。 (3) 地域子育て支援センター(以下「センター」という。) 子育てについての相談その他の地域における子育て支援に関すること。 (幼児教育の実施) 第8条 区長は、幼児教育施設において、第4条第2号に規定する幼児に対し、幼児教育を実施する。 2 前項の幼児教育を実施する時間(以下「教育時間」という。)は、午前9時から午後2時までとする。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、教育時間を変更し、またはこれを設けない日を定めることができる。 3 幼児教育施設に幼児を入園させようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。 4 区長は、前項の規定により幼児教育施設の入園の承認を受けた保護者(以下「幼児教育施設利用者」という。)から、<u>次に掲げる入園料および</u>幼児教育に要する費用(以下「保育料」という。)<u>を</u>徴収する。

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 5 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第2において同じ。）以外の幼児に係る保育料は、当該幼児1人につき、別表第2に定める額とする。 (1) 幼児教育施設 (2) 法第7条第4項の教育・保育施設 (3) 法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部 (5) 児童福祉法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設、同条第5項の居宅訪問型児童発達支援を行う事業所または同法第43条の2の児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。） 6 <u>前2項</u>の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1の第3階層に属する世帯に限る。次項において同じ。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3および別表第4において同じ。）以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。 7 <u>前3項</u>の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）がいる世帯における当該要保	<u>(1) 入園料 幼児1人につき1万円</u> <u>(2) 保育料 幼児1人につき別表第1に定める額</u> 5 前項<u>第2号</u>の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第2において同じ。）以外の幼児に係る保育料は、当該幼児1人につき、別表第2に定める額とする。 (1) 幼児教育施設 (2) 法第7条第4項の教育・保育施設 (3) 法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部 (5) 児童福祉法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設、同条第5項の居宅訪問型児童発達支援を行う事業所または同法第43条の2の児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。） 6 <u>第4項第2号および前項</u>の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1の第3階層に属する世帯に限る。次項において同じ。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3および別表第4において同じ。）以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。 7 <u>第4項第2号および前2項</u>の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）がいる世

新	旧
護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等 1 人につき、別表第 4 に定める額とする。 <u>(削除)</u> <u>8</u> 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入園を断り、または退園させることができる。 (1) 幼児教育施設の管理その他の事由により入園させることが困難であると認めたとき。 (2) 保育料を 2 カ月以上滞納したとき。 (3) 無届欠席が 1 カ月以上に及んだとき。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、入園または在園が不適當であると認めたとき。 (預かり保育の実施) 第 9 条 区長は、幼児教育施設において、教育時間外に特に保育する必要があると認められる幼児に対し、預かり保育を実施する。 2 前項の預かり保育を実施する時間は、教育時間を除く午前 7 時 30 分から午後 8 時 30 分までとする。 3 預かり保育を利用しようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。 4 区長は、前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者（以下「預かり保育利用者」という。）から、預かり保育の利用に要する費用（以下「預かり保育利用料」という。）<u>の日額を各月ごとに合計した額（以下「預かり保育利用料月額」という。）を徴収する。この場合において、令第 15 条の 6 第 3 項に規定する施設等利用給付認定子どもの預かり保育利用料は、保育料の月額に預かり保育利用料月額を加えた額から 3 万 7, 0 0 0 円を減じた額（その額が零を下回る場合は、零とする。）を徴収する。</u> 5 預かり保育利用料の<u>日</u>額は、幼児 1 人につき、1 日 1,000 円を超えない範囲内で規則で定める。	帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等 1 人につき、別表第 4 に定める額とする。 <u>8 区長は、特に必要があると認めたときは、入園料を減額することができる。</u> <u>9</u> 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入園を断り、または退園させることができる。 (1) 幼児教育施設の管理その他の事由により入園させることが困難であると認めたとき。 (2) 保育料を 2 カ月以上滞納したとき。 (3) 無届欠席が 1 カ月以上に及んだとき。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、入園または在園が不適當であると認めたとき。 (預かり保育の実施) 第 9 条 区長は、幼児教育施設において、教育時間外に特に保育する必要があると認められる幼児に対し、預かり保育を実施する。 2 前項の預かり保育を実施する時間は、教育時間を除く午前 7 時 30 分から午後 8 時 30 分までとする。 3 預かり保育を利用しようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。 4 区長は、前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者（以下「預かり保育利用者」という。）から、預かり保育の利用に要する費用（以下「預かり保育利用料」という。）を<u>日を単位として</u>徴収する。 5 預かり保育利用料の額は、幼児 1 人につき、1 日 1,000 円を超えない範囲内で規則で定める。

新	旧
(利用料金) 第10条 延長夜間保育利用者<u>および</u>保育時間内延長保育利用者は、延長夜間保育利用料<u>および</u>保育時間内延長保育利用料を前納しなければならない。 2 幼児教育施設利用者は、保育料<u>および預かり保育利用料</u>を規則で定める日までに納付しなければならない。 3 既納の延長夜間保育利用料、保育時間内延長保育利用料、保育料および預かり保育利用料（以下「利用料金」という。）は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その全部または一部を返還することができる。 <u>付 則</u> <u>1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。</u> <u>2 改正後の第8条から第10条までの規定は、令和元年10月以後の月分の保育料および預かり保育利用料について適用し、同年9月以前の月分の保育料および預かり保育利用料については、なお従前の例による。</u>	(利用料金) 第10条 延長夜間保育利用者、保育時間内延長保育利用者<u>および預かり保育利用者は</u>、延長夜間保育利用料、保育時間内延長保育利用料<u>および預かり保育利用料</u>を前納しなければならない。 2 幼児教育施設利用者は、<u>入園料および</u>保育料を規則で定める日までに納付しなければならない。 3 既納の延長夜間保育利用料、保育時間内延長保育利用料、<u>入園料</u>、保育料および預かり保育利用料（以下「利用料金」という。）は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その全部または一部を返還することができる。

品川区保育の実施等に関する条例新旧対照表

新	旧
(費用の額の決定) 第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用(以下「保育料」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額 (2) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額 (3) 幼児教育の実施 零 2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合における当該児童のうち最年長である児童(同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第2において同じ。)以外の児童に係る保育料は、当該児童1人につき、別表第2に定める額とする。 (1) 支援法第7条第4項の教育・保育施設 (2) 支援法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所 (3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第3条第2号の幼児教育施設 (4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部 (5) 法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設、同条第5項の居宅訪問型児童発達支援を行う事業所または法第43条の2の児童心理治療施設(当該施設に通所する場合に限る。)	(費用の額の決定) 第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用(以下「保育料」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額 (2) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額 (3) 幼児教育の実施 児童1人につき、別表第2に定める額 2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合における当該児童のうち最年長である児童(同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3において同じ。)以外の児童に係る保育料は、当該児童1人につき、別表第3に定める額とする。 (1) 支援法第7条第4項の教育・保育施設 (2) 支援法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所 (3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第3条第2号の幼児教育施設 (4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部 (5) 法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設、同条第5項の居宅訪問型児童発達支援を行う事業所または法第43条の2の児童心理治療施設(当該施設に通所する場合に限る。)

新					旧				
3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯に限る。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。<u>別表第3</u>から<u>別表第5</u>までにおいて同じ。）以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第3</u>に定める額とする。 4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第4</u>に定める額とする。 5 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第5</u>に定める額とする。					3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯<u>および別表第2の第3階層に属する世帯</u>に限る。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。<u>別表第4</u>から<u>別表第6</u>までにおいて同じ。）以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第4</u>に定める額とする。 4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層まで<u>および別表第2の第3階層</u>に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第5</u>に定める額とする。 5 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第6</u>に定める額とする。				
別表第1（第5条関係）					別表第1（第5条関係）				
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層 区分		月額（児童1人につき）			各月初日の在籍児童の属する世帯の階層 区分		月額（児童1人につき）		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円	A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円
B	A階層を除き今年度分の区市町村	0円	0円	0円	B	A階層を除き今年度分の区市町村	0円	0円	0円

新							旧						
階層	民税非課税世帯						階層	民税非課税世帯					
C階層	A階層を除き区市町村民税	第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0円	0円	0円	C階層	A階層を除き区市町村民税	第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0円	0円	0円
		第2階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯	3,000円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第2階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯	3,000円	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>
		第3階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円以上48,700円未満である世帯	4,000円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第3階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円以上48,700円未満である世帯	4,000円	<u>3,500円</u>	<u>3,500円</u>
D階層	課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が48,700円以上50,500円未満である世帯	8,000円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	D階層	課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が48,700円以上50,500円未満である世帯	8,000円	<u>6,700円</u>	<u>6,700円</u>
		第2階層(1)	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が50,500円以上57,700円未満である世帯	9,900円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第2階層(1)	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が50,500円以上57,700円未満である世帯	9,900円	<u>8,800円</u>	<u>8,500円</u>
		第2階層(2)	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が57,700円以上59,800円未満である世帯	9,900円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第2階層(2)	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が57,700円以上59,800円未満である世帯	9,900円	<u>8,800円</u>	<u>8,500円</u>
		第	今年度分の区市町村	11,2	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第	今年度分の区市町村	11,2	<u>11,1</u>	<u>11,0</u>

新							旧						
		3 階 層	民税のうちの所得割 が59,800円以上68,5 00円未満である世帯	00 円					3 階 層	民税のうちの所得割 が59,800円以上68,5 00円未満である世帯	00 円	<u>00</u> <u>円</u>	<u>00円</u>
		第 4 階 層 (1)	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が68,500円以上77,1 01円未満である世帯	18,4 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第 4 階 層 (1)	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が68,500円以上77,1 01円未満である世帯	18,4 00 円	<u>13,0</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>12,9</u> <u>00円</u>
		第 4 階 層 (2)	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が77,101円以上88,6 00円未満である世帯	18,4 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第 4 階 層 (2)	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が77,101円以上88,6 00円未満である世帯	18,4 00 円	<u>13,0</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>12,9</u> <u>00円</u>
		第 5 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が88,600円以上108, 600円未満である世 帯	22,8 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第 5 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が88,600円以上108, 600円未満である世 帯	22,8 00 円	<u>15,2</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>15,0</u> <u>00円</u>
		第 6 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が108,600円以上12 8,500円未満である 世帯	25,8 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第 6 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が108,600円以上12 8,500円未満である 世帯	25,8 00 円	<u>17,1</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>17,0</u> <u>00円</u>
		第 7 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が128,500円以上14 8,600円未満である 世帯	28,3 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第 7 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が128,500円以上14 8,600円未満である 世帯	28,3 00 円	<u>18,9</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>18,8</u> <u>00円</u>
		第	今年度分の区市町村	30,5	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第	今年度分の区市町村	30,5	<u>20,3</u>	<u>20,2</u>

新							旧						
		8 階 層	民税のうちの所得割 が148,600円以上17 1,600円未満である 世帯	00 円				8 階 層	民税のうちの所得割 が148,600円以上17 1,600円未満である 世帯	00 円	<u>00</u> <u>円</u>	<u>00円</u>	
		第 9 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が171,600円以上20 4,900円未満である 世帯	33,0 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>		第 9 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が171,600円以上20 4,900円未満である 世帯	33,0 00 円	<u>21,8</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>21,5</u> <u>00円</u>	
		第 1 0 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が204,900円以上22 8,800円未満である 世帯	35,0 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>		第 1 0 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が204,900円以上22 8,800円未満である 世帯	35,0 00 円	<u>23,4</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>21,5</u> <u>00円</u>	
		第 1 1 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が228,800円以上25 2,900円未満である 世帯	37,1 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>		第 1 1 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が228,800円以上25 2,900円未満である 世帯	37,1 00 円	<u>24,8</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>21,5</u> <u>00円</u>	
		第 1 2 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が252,900円以上27 6,800円未満である 世帯	39,0 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>		第 1 2 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が252,900円以上27 6,800円未満である 世帯	39,0 00 円	<u>25,9</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>21,5</u> <u>00円</u>	
		第 1 3 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が276,800円以上30 0,800円未満である 世帯	41,0 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>		第 1 3 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が276,800円以上30 0,800円未満である 世帯	41,0 00 円	<u>27,1</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>21,5</u> <u>00円</u>	
		第 1 階	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割	42,9 00	<u>0円</u>	<u>0円</u>		第 1 階	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割	42,9 00	<u>27,1</u> <u>00</u>	<u>21,5</u> <u>00円</u>	

新						旧					
		4 階 層	が300,800円以上32 2,000円未満である 世帯	円			4 階 層	が300,800円以上32 2,000円未満である 世帯	円	<u>円</u>	
		第 1 5 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が322,000円以上33 8,000円未満である 世帯	44,6 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 1 5 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が322,000円以上33 8,000円未満である 世帯	44,6 00 円	<u>27.1</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>21.5</u> <u>00円</u>
		第 1 6 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が338,000円以上35 4,000円未満である 世帯	48,0 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 1 6 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が338,000円以上35 4,000円未満である 世帯	48,0 00 円	<u>28.2</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>22.4</u> <u>00円</u>
		第 1 7 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が354,000円以上37 0,000円未満である 世帯	49,9 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 1 7 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が354,000円以上37 0,000円未満である 世帯	49,9 00 円	<u>28.2</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>22.4</u> <u>00円</u>
		第 1 8 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が370,000円以上44 0,200円未満である 世帯	54,2 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 1 8 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が370,000円以上44 0,200円未満である 世帯	54,2 00 円	<u>28.2</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>22.4</u> <u>00円</u>
		第 1 9 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が440,200円以上50 0,200円未満である 世帯	61,0 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 1 9 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が440,200円以上50 0,200円未満である 世帯	61,0 00 円	<u>28.2</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>22.4</u> <u>00円</u>
		第 2 0 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が500,200円以上56	66,9 00 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 2 0 階 層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が500,200円以上56	66,9 00 円	<u>28.2</u> <u>00</u> <u>円</u>	<u>22.4</u> <u>00円</u>

新						旧					
		階層	0,200円未満である世帯				階層	0,200円未満である世帯			
	第2階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が560,200円以上66 5,000円未満である 世帯	71,800円	0円	0円		第2階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が560,200円以上66 5,000円未満である 世帯	71,800円	28,200円	22,400円
	第2階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が665,000円以上77 2,600円未満である 世帯	74,300円	0円	0円		第2階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が665,000円以上77 2,600円未満である 世帯	74,300円	30,800円	24,900円
	第2階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が772,600円以上88 7,500円未満である 世帯	76,400円	0円	0円		第2階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が772,600円以上88 7,500円未満である 世帯	76,400円	34,200円	28,300円
	第2階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が887,500円以上1,0 31,300円未満である 世帯	76,900円	0円	0円		第2階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が887,500円以上1,0 31,300円未満である 世帯	76,900円	35,500円	30,000円
	第2階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が1,031,300円以上で ある世帯	77,500円	0円	0円		第2階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割 が1,031,300円以上で ある世帯	77,500円	36,800円	31,600円
備考						備考					
1 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第						1 この表および次表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、					

新

314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。)の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 この表の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。

3 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

4 4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。

別表第2 削除

旧

同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。)の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 この表および次表の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。

3 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

4 4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表および次表を適用する。

別表第2（第5条関係）

<u>各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</u>		<u>月額（児童1人につき）</u>
<u>階層区分</u>	<u>定義</u>	
<u>第1階層</u>	<u>生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u>	<u>0円</u>
<u>第2階層</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）</u>	<u>0円</u>
<u>第3階層</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯</u>	<u>3,000円</u>

新

別表第2（第5条関係）							
<table><tr><th>区分</th><th>月額（児童1人につき）</th></tr><tr><td>小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童</td><td>別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額</td></tr><tr><td>その他の児童</td><td>0円</td></tr></table>	区分	月額（児童1人につき）	小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額	その他の児童	0円	
区分	月額（児童1人につき）						
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額						
その他の児童	0円						
別表第3（第5条関係）							
<table><tr><th>区分</th><th>月額（特定被監護者等1人につき）</th></tr><tr><td>最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等</td><td>別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号</td></tr></table>	区分	月額（特定被監護者等1人につき）	最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号			
区分	月額（特定被監護者等1人につき）						
最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号						

旧

第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	8,400円
第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上232,500円以下である世帯	11,200円
第6階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が232,501円以上256,300円以下である世帯	14,200円
第7階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が256,301円以上である世帯	16,000円

別表第3（第5条関係）							
<table><tr><th>区分</th><th>月額（児童1人につき）</th></tr><tr><td>小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童</td><td>別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。） <u>または別表第2に定める額</u>に100分の50を乗じて得た額</td></tr><tr><td>その他の児童</td><td>0円</td></tr></table>	区分	月額（児童1人につき）	小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。） <u>または別表第2に定める額</u> に100分の50を乗じて得た額	その他の児童	0円	
区分	月額（児童1人につき）						
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。） <u>または別表第2に定める額</u> に100分の50を乗じて得た額						
その他の児童	0円						
別表第4（第5条関係）							
<table><tr><th>区分</th><th>月額（特定被監護者等1人につき）</th></tr><tr><td>最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等</td><td>別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号</td></tr></table>	区分	月額（特定被監護者等1人につき）	最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号			
区分	月額（特定被監護者等1人につき）						
最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号						

新				
		に定める額とする。)に100分の50を乗じて得た額		
その他の特定被監護者等		0円		
別表第4（第5条関係）				
区分		月額（特定被監護者等1人につき）		
最年長である特定被監護者等		別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額		
その他の特定被監護者等		0円		
別表第5（第5条関係）				
区分		月額（特定被監護者等1人につき）		
最年長である特定被監護者等		別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）または別表第2の第3階層に定める額に100分の50を乗じて得た額		
その他の特定被監護者等		0円		
別表第6（第5条関係）				
区分		月額（特定被監護者等1人につき）		
		3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
最年長である特定被監護者等	第5条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合	9,000円	0円	0円
	第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合	7,200円	0円	0円
その他の特定被監護者等		0円		

旧				
		に定める額とする。) または別表第2の第3階層に定める額に100分の50を乗じて得た額		
その他の特定被監護者等		0円		
別表第5（第5条関係）				
区分		月額（特定被監護者等1人につき）		
最年長である特定被監護者等		別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。） または別表第2の第3階層に定める額に100分の50を乗じて得た額		
その他の特定被監護者等		0円		
別表第6（第5条関係）				
区分		月額（特定被監護者等1人につき）		
		3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
最年長である特定被監護者等	第5条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合	9,000円	6,000円	6,000円
	第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合	7,200円	4,800円	4,800円
その他の特定被監護者等		0円		

新	旧
<u>付 則</u> <u>1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。</u> <u>2 改正後の第 5 条および別表第 1 から別表第 5 までの規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年 9 月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。</u>	

品川区立保育所における時間外保育等に関する条例新旧対照表

新	旧
○ 品川区立保育所における時間外保育等に関する条例 (費用の徴収) 第6条 区長は、前条の規定により延長夜間保育、開園時間内延長保育または預かり保育の利用の承認を受けた保護者から、これらに要する費用を日を単位として徴収する。<u>この場合において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6第2項に規定する施設等利用給付認定子どもの預かり保育に要する費用（以下「預かり保育利用料」という。）は、預かり保育利用料から450円（1月の預かり保育の利用日数が26日目に当たる日にあっては50円、27日目以降に当たる日にあっては零）を減じた額を徴収する。</u> (利用料) 第7条 延長夜間保育に要する費用（以下「延長夜間保育利用料」という。）の額は、別表第1に定める額とする。 2 開園時間内延長保育に要する費用（以下「開園時間内延長保育利用料」という。）の額は、別表第2に定める額とする。 3 <u>預かり保育利用料</u>の額は、別表第3に定める額とする。 4 延長夜間保育利用料、開園時間内延長保育利用料および預かり保育利用料（以下「延長夜間保育利用料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 <u>付 則</u> <u>1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。</u> <u>2 改正後の第6条の規定は、令和元年10月以後の月分の預かり保育利用料について適用し、同年9月以前の月分の預かり保育利用料については、なお従前の例による。</u>	○ 品川区立保育所における時間外保育等に関する条例 (費用の徴収) 第6条 区長は、前条の規定により延長夜間保育、開園時間内延長保育または預かり保育の利用の承認を受けた保護者から、これらに要する費用を日を単位として徴収する。 (利用料) 第7条 延長夜間保育に要する費用（以下「延長夜間保育利用料」という。）の額は、別表第1に定める額とする。 2 開園時間内延長保育に要する費用（以下「開園時間内延長保育利用料」という。）の額は、別表第2に定める額とする。 3 <u>預かり保育に要する費用（以下「預かり保育利用料」という。）</u>の額は、別表第3に定める額とする。 4 延長夜間保育利用料、開園時間内延長保育利用料および預かり保育利用料（以下「延長夜間保育利用料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法および子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）で使用する用語の例による。 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 1号認定子ども 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 (2) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 (3) 3号認定子ども 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 (第4号から第12号まで 省略) (利用者負担額) 第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 <u>零</u> (2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げ	(定義) 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法および子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）で使用する用語の例による。 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 1号認定子ども 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>をいう。 (2) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>をいう。 (3) 3号認定子ども 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>をいう。 (第4号から第12号まで 省略) (利用者負担額) 第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 <u>児童1人につき、別表第1に定める額</u> (2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げ

新	旧
る場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額 ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額 イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額 (3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者（以下「特定家庭的保育事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額 ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額 イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） 2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3において同じ。）以外の児童に係る利用者負担額は、当該児童1人につき、別表第3に定める額とする。 (1) 教育・保育施設	る場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額 ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額 イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額 (3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者（以下「特定家庭的保育事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額 ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額 イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） 2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4において同じ。）以外の児童に係る利用者負担額は、当該児童1人につき、別表第4に定める額とする。 (1) 教育・保育施設

新	旧
(2) 地域型保育事業を行う事業所 (3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号の幼児教育施設 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部 (5) 児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を行う施設、居宅訪問型児童発達支援を行う事業所または児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。） 3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（特別利用教育、特定保育もしくは特定利用地域型保育を受けた2号認定子どもにあつては別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯、特定保育もしくは特定地域型保育を受けた3号認定子どもにあつては別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯に限る。）に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4から別表第6までにおいて同じ。）以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。 4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特	(2) 地域型保育事業を行う事業所 (3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号の幼児教育施設 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部 (5) 児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を行う施設、居宅訪問型児童発達支援を行う事業所または児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。） 3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（特別利用教育、特定保育もしくは特定利用地域型保育を受けた2号認定子どもにあつては別表第1の第3階層(1)、別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯、特定保育もしくは特定地域型保育を受けた3号認定子どもにあつては別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯または特定教育もしくは特別利用地域型保育を受けた1号認定子どもにあつては別表第1の第3階層(1)および第3階層(2)に属する世帯に限る。）に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。次項および別表第5から別表第8までにおいて同じ。）以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1の第2階層に属する世帯に限る。）に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、0円とする。 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第2のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者

新	旧
定被監護者等 1 人につき、<u>別表第 5</u> に定める額とする。 <u>5</u> 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（<u>別表第 1</u> の D 階層の第 4 階層(1)に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等 1 人につき、<u>別表第 6</u> に定める額とする。	負担額は、当該特定被監護者等 1 人につき、<u>別表第 6</u> に定める額とする。 <u>6</u> 第 1 項、第 2 項および第 4 項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（<u>別表第 1</u> の第 2 階層に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、0 円とする。 <u>7</u> 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯（<u>別表第 1</u> の第 3 階層(1)および第 3 階層(2)に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等 1 人につき、別表第 7 に定める額とする。 <u>8</u> 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（<u>別表第 2</u> の D 階層の第 4 階層(1)に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等 1 人につき、<u>別表第 8</u> に定める額とする。
付 則	付 則
1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から特定家庭的保育事業者等が基準条例付則第 2 項に掲げる規定の基準を満たし、かつ、基準条例第 7 条の連携施設の確保をすることができた日の属する年度の末日までの間は、3 号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定地域型保育を受けた場合および 2 号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合の第 3 条第 1 項第 3 号アの規定の適用については、同号ア中「<u>別表第 2</u> に定める額」とあるのは、「<u>別表第 2</u> に定める額（当該利用者負担額が 25,000 円を超える場合は、25,000 円）」とする。 3 施行日から特定家庭的保育事業者等が基準条例付則第 2 項に掲げる規定の基準を満たし、かつ、基準条例第 7 条の連携施設の確保をすることができた日の属する年度の末日までの間は、3 号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定地域型保育を受けた場合および 2 号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合の第 3 条第 1 項第 3 号イの規定の適用については、同号イ中「<u>別表第 2</u> に定める額に 100 分の 80 を	1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から特定家庭的保育事業者等が基準条例付則第 2 項に掲げる規定の基準を満たし、かつ、基準条例第 7 条の連携施設の確保をすることができた日の属する年度の末日までの間は、3 号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定地域型保育を受けた場合および 2 号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合の第 3 条第 1 項第 3 号アの規定の適用については、同号ア中「<u>別表第 3</u> に定める額」とあるのは、「<u>別表第 3</u> に定める額（当該利用者負担額が 25,000 円を超える場合は、25,000 円）」とする。 3 施行日から特定家庭的保育事業者等が基準条例付則第 2 項に掲げる規定の基準を満たし、かつ、基準条例第 7 条の連携施設の確保をすることができた日の属する年度の末日までの間は、3 号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定地域型保育を受けた場合および 2 号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合の第 3 条第 1 項第 3 号イの規定の適用については、同号イ中「<u>別表第 3</u> に定める額に 100 分の 80 を

新	旧																								
乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは、「 <u>別表第2</u> に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）（当該利用者負担額が20,000円を超える場合は、20,000円）」とする。	乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは、「 <u>別表第3</u> に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）（当該利用者負担額が20,000円を超える場合は、20,000円）」とする。																								
<u>別表第1</u> 削除	<u>別表第1</u> （第3条関係） <table><tr><th colspan="2"><u>各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</u></th><th><u>月額（児童1人につき）</u></th></tr><tr><th><u>階層区分</u></th><th><u>定義</u></th><th></th></tr><tr><td><u>第1階層</u></td><td><u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u></td><td><u>0円</u></td></tr><tr><td><u>第2階層</u></td><td><u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）</u></td><td><u>3,000円</u></td></tr><tr><td><u>第3階層(1)</u></td><td><u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,699円以下である世帯</u></td><td><u>10,100円</u></td></tr><tr><td><u>第3階層(2)</u></td><td><u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,700円以上77,100円以下である世帯</u></td><td><u>10,100円</u></td></tr><tr><td><u>第4階層</u></td><td><u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯</u></td><td><u>20,500円</u></td></tr><tr><td><u>第5階層</u></td><td><u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が211,201円以上である世帯</u></td><td><u>25,700円</u></td></tr></table>	<u>各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</u>		<u>月額（児童1人につき）</u>	<u>階層区分</u>	<u>定義</u>		<u>第1階層</u>	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u>	<u>0円</u>	<u>第2階層</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）</u>	<u>3,000円</u>	<u>第3階層(1)</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,699円以下である世帯</u>	<u>10,100円</u>	<u>第3階層(2)</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,700円以上77,100円以下である世帯</u>	<u>10,100円</u>	<u>第4階層</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯</u>	<u>20,500円</u>	<u>第5階層</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が211,201円以上である世帯</u>	<u>25,700円</u>
<u>各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</u>		<u>月額（児童1人につき）</u>																							
<u>階層区分</u>	<u>定義</u>																								
<u>第1階層</u>	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u>	<u>0円</u>																							
<u>第2階層</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）</u>	<u>3,000円</u>																							
<u>第3階層(1)</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,699円以下である世帯</u>	<u>10,100円</u>																							
<u>第3階層(2)</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,700円以上77,100円以下である世帯</u>	<u>10,100円</u>																							
<u>第4階層</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯</u>	<u>20,500円</u>																							
<u>第5階層</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が211,201円以上である世帯</u>	<u>25,700円</u>																							
<u>備考</u> 削除	<u>備考</u> <u>1 この表、次表および別表第3において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をい</u>																								

新

旧

い、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 この表、次表および別表第3の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。

3 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合については、「今年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えてこの表、次表および別表第3を適用する。

別表第1（第3条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分				月額（児童1人につき）		
階層区分	定義			3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）			0円	0円	0円
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯			0円	0円	0円
C	A階層	第	今年度分の区	0円	0円	0円

別表第2（第3条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分				月額（児童1人につき）		
階層区分	定義			3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）			0円	0円	0円
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯			0円	0円	0円
C	A階層	第	今年度分の区	0円	0円	0円

新							旧						
階層	を除き区市町村 税課税世帯	1階層	市町村民税の うちの均等割 のみの課税世 帯（所得割非 課税世帯）				階層	を除き区市町村 税課税世帯	1階層	市町村民税の うちの均等割 のみの課税世 帯（所得割非 課税世帯）			
		第2階層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が5,000円未 満である世帯	3,000 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第2階層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が5,000円未 満である世帯	3,000 円	<u>2,500 円</u>	<u>2,500 円</u>
		第3階層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が5,000円以 上48,700円未 満である世帯	4,000 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第3階層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が5,000円以 上48,700円未 満である世帯	4,000 円	<u>3,500 円</u>	<u>3,500 円</u>
D階層		第1階層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が48,700円以 上50,500円未 満である世帯	8,000 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	D階層		第1階層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が48,700円以 上50,500円未 満である世帯	8,000 円	<u>6,700 円</u>	<u>6,700 円</u>
		第2階層 (1)	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が50,500円以 上57,700円未 満である世帯	9,900 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第2階層 (1)	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が50,500円以 上57,700円未 満である世帯	9,900 円	<u>8,800 円</u>	<u>8,500 円</u>
		第2階	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割	9,900 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第2階	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割	9,900 円	<u>8,800 円</u>	<u>8,500 円</u>

新						旧					
			層 (2)	が57,700円以上59,800円未満である世帯				層 (2)	が57,700円以上59,800円未満である世帯		
			第3階層	今年度分の区市町村税のうちの所得割が59,800円以上68,500円未満である世帯	11,200円	0円	0円	第3階層	今年度分の区市町村税のうちの所得割が59,800円以上68,500円未満である世帯	11,200円	11,100円 11,000円
			第4階層(1)	今年度分の区市町村税のうちの所得割が68,500円以上77,101円未満である世帯	18,400円	0円	0円	第4階層(1)	今年度分の区市町村税のうちの所得割が68,500円以上77,101円未満である世帯	18,400円	13,000円 12,900円
			第4階層(2)	今年度分の区市町村税のうちの所得割が77,101円以上88,600円未満である世帯	18,400円	0円	0円	第4階層(2)	今年度分の区市町村税のうちの所得割が77,101円以上88,600円未満である世帯	18,400円	13,000円 12,900円
			第5階層	今年度分の区市町村税のうちの所得割が88,600円以上108,600円未満である世帯	22,800円	0円	0円	第5階層	今年度分の区市町村税のうちの所得割が88,600円以上108,600円未満である世帯	22,800円	15,200円 15,000円
			第6階	今年度分の区市町村税のうちの所得割	25,800円	0円	0円	第6階	今年度分の区市町村税のうちの所得割	25,800円	17,100円 17,000円

新						旧					
			層	が108,600円 以上128,500 円未満である 世帯				層	が108,600円 以上128,500 円未満である 世帯		
			第 7 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が128,500円 以上148,600 円未満である 世帯	28,30 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 7 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が128,500円 以上148,600 円未満である 世帯	28,30 0円	<u>18,90</u> <u>0円</u> <u>18,800</u> <u>円</u>
			第 8 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が148,600円 以上171,600 円未満である 世帯	30,50 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 8 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が148,600円 以上171,600 円未満である 世帯	30,50 0円	<u>20,30</u> <u>0円</u> <u>20,200</u> <u>円</u>
			第 9 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が171,600円 以上204,900 円未満である 世帯	33,00 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 9 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が171,600円 以上204,900 円未満である 世帯	33,00 0円	<u>21,80</u> <u>0円</u> <u>21,500</u> <u>円</u>
			第 1 0 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が204,900円 以上228,800 円未満である	35,00 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 1 0 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が204,900円 以上228,800 円未満である	35,00 0円	<u>23,40</u> <u>0円</u> <u>21,500</u> <u>円</u>

新						旧					
			世帯					世帯			
	第1階層	今年度分の区市町村税のうちの所得割が228,800円以上252,900円未満である世帯	37,100円	0円	0円		第1階層	今年度分の区市町村税のうちの所得割が228,800円以上252,900円未満である世帯	37,100円	24,800円	21,500円
	第12階層	今年度分の区市町村税のうちの所得割が252,900円以上276,800円未満である世帯	39,000円	0円	0円		第12階層	今年度分の区市町村税のうちの所得割が252,900円以上276,800円未満である世帯	39,000円	25,900円	21,500円
	第13階層	今年度分の区市町村税のうちの所得割が276,800円以上300,800円未満である世帯	41,000円	0円	0円		第13階層	今年度分の区市町村税のうちの所得割が276,800円以上300,800円未満である世帯	41,000円	27,100円	21,500円
	第14階層	今年度分の区市町村税のうちの所得割が300,800円以上322,000円未満である世帯	42,900円	0円	0円		第14階層	今年度分の区市町村税のうちの所得割が300,800円以上322,000円未満である世帯	42,900円	27,100円	21,500円
	第1	今年度分の区市町村税の	44,600円	0円	0円		第1	今年度分の区市町村税の	44,600円	27,100円	21,500円

新						旧					
			5 階 層	うちの所得割 が322,000円 以上338,000 円未満である 世帯				5 階 層	うちの所得割 が322,000円 以上338,000 円未満である 世帯		
			第 1 6 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が338,000円 以上354,000 円未満である 世帯	48,00 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 1 6 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が338,000円 以上354,000 円未満である 世帯	48,00 0円	<u>28,20</u> <u>0円</u> <u>22,400</u> <u>円</u>
			第 1 7 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が354,000円 以上370,000 円未満である 世帯	49,90 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 1 7 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が354,000円 以上370,000 円未満である 世帯	49,90 0円	<u>28,20</u> <u>0円</u> <u>22,400</u> <u>円</u>
			第 1 8 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が370,000円 以上440,200 円未満である 世帯	54,20 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 1 8 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が370,000円 以上440,200 円未満である 世帯	54,20 0円	<u>28,20</u> <u>0円</u> <u>22,400</u> <u>円</u>
			第 1 9 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が440,200円 以上500,200	61,00 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 1 9 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が440,200円 以上500,200	61,00 0円	<u>28,20</u> <u>0円</u> <u>22,400</u> <u>円</u>

新							旧						
			円未満である 世帯						円未満である 世帯				
		第 2 0 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が500,200円 以上560,200 円未満である 世帯	66,90 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第 2 0 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が500,200円 以上560,200 円未満である 世帯	66,90 0円	<u>28,20</u> <u>0円</u>	<u>22,400</u> <u>円</u>
		第 2 1 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が560,200円 以上665,000 円未満である 世帯	71,80 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第 2 1 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が560,200円 以上665,000 円未満である 世帯	71,80 0円	<u>28,20</u> <u>0円</u>	<u>22,400</u> <u>円</u>
		第 2 2 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が665,000円 以上772,600 円未満である 世帯	74,30 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第 2 2 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が665,000円 以上772,600 円未満である 世帯	74,30 0円	<u>30,80</u> <u>0円</u>	<u>24,900</u> <u>円</u>
		第 2 3 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が772,600円 以上887,500 円未満である 世帯	76,40 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第 2 3 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が772,600円 以上887,500 円未満である 世帯	76,40 0円	<u>34,20</u> <u>0円</u>	<u>28,300</u> <u>円</u>
		第	今年度分の区	76,90	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第	今年度分の区	76,90	<u>35,50</u>	<u>30,000</u>

新							旧						
			2 4 階 層	市町村民税の うちの所得割 が887,500円 以上1,031,300 円未満である 世帯	0円				2 4 階 層	市町村民税の うちの所得割 が887,500円 以上1,031,300 円未満である 世帯	0円	<u>0円</u>	<u>円</u>
			第 2 5 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が1,031,300円 以上である世 帯	77,50 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>		第 2 5 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が1,031,300円 以上である世 帯	77,50 0円	<u>36,80 0円</u>	<u>31,600 円</u>

備考

- 1 この表および次表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

- 2 この表および次表の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。

- 3 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中

備考 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表および次表を適用する。

新							旧						
<u>は、同一年齢とみなしてこの表および次表を適用する。</u> <u>4 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合については、「今年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えてこの表および次表を適用する。</u>													
別表第2（第3条関係）							別表第3（第3条関係）						
各月初日の在籍児童の属する世帯の 階層区分				月額（児童1人につき）			各月初日の在籍児童の属する世帯の 階層区分				月額（児童1人につき）		
階層区分	定義			3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	階層区分	定義			3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）			0円	0円	0円	A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）			0円	0円	0円
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村 村民税非課税世帯			0円	0円	0円	B階層	A階層を除き今年度分の区市町村 村民税非課税世帯			0円	0円	0円
C階層	A階層を除き区市町村 村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村 村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0円	0円	0円	C階層	A階層を除き区市町村 村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村 村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0円	0円	0円
		第2階層	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯	2,400円	0円	0円			第2階層	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯	2,400円	2,000円	2,000円
		第3階層	今年度分の区	3,200円	0円	0円			第3階層	今年度分の区	3,200円	2,800円	2,800円

新							旧								
			3 階 層	市町村民税の うちの所得割 が5,000円以 上48,700円未 満である世帯	円					3 階 層	市町村民税の うちの所得割 が5,000円以 上48,700円未 満である世帯	円	<u>円</u>	<u>円</u>	
D 階 層			第 1 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が48,700円以 上50,500円未 満である世帯	6,400 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>		D 階 層		第 1 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が48,700円以 上50,500円未 満である世帯	6,400 円	<u>5,360 円</u>	<u>5,360 円</u>
			第 2 階 層 (1)	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が50,500円以 上57,700円未 満である世帯	7,920 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>				第 2 階 層 (1)	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が50,500円以 上57,700円未 満である世帯	7,920 円	<u>7,040 円</u>	<u>6,800 円</u>
			第 2 階 層 (2)	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が57,700円以 上59,800円未 満である世帯	7,920 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>				第 2 階 層 (2)	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が57,700円以 上59,800円未 満である世帯	7,920 円	<u>7,040 円</u>	<u>6,800 円</u>
			第 3 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が59,800円以 上68,500円未 満である世帯	8,960 円	<u>0円</u>	<u>0円</u>				第 3 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が59,800円以 上68,500円未 満である世帯	8,960 円	<u>8,880 円</u>	<u>8,800 円</u>
			第 4 階	今年度分の区 市町村民税の	14,72 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>				第 4 階	今年度分の区 市町村民税の	14,72 0円	<u>10,40 0円</u>	<u>10,320 円</u>

新						旧						
			階 層 (1)	うちの所得割 が68,500円以 上77,101円未 満である世帯				階 層 (1)	うちの所得割 が68,500円以 上77,101円未 満である世帯			
			第 4 階 層 (2)	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が77,101円以 上88,600円未 満である世帯	14,72 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 4 階 層 (2)	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が77,101円以 上88,600円未 満である世帯	14,72 0円	<u>10,40</u> <u>0円</u>	<u>10,320</u> <u>円</u>
			第 5 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が88,600円以 上108,600円 未満である世 帯	18,24 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 5 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が88,600円以 上108,600円 未満である世 帯	18,24 0円	<u>12,16</u> <u>0円</u>	<u>12,000</u> <u>円</u>
			第 6 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が108,600円 以上128,500 円未満である 世帯	20,64 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 6 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が108,600円 以上128,500 円未満である 世帯	20,64 0円	<u>13,68</u> <u>0円</u>	<u>13,600</u> <u>円</u>
			第 7 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が128,500円 以上148,600 円未満である 世帯	22,64 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 7 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が128,500円 以上148,600 円未満である 世帯	22,64 0円	<u>15,12</u> <u>0円</u>	<u>15,040</u> <u>円</u>

新							旧								
			第 8 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が148,600円 以上171,600 円未満である 世帯	24,40 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>				第 8 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が148,600円 以上171,600 円未満である 世帯	24,40 0円	<u>16,24</u> <u>0円</u>	<u>16,160</u> <u>円</u>
			第 9 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が171,600円 以上204,900 円未満である 世帯	26,40 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>				第 9 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が171,600円 以上204,900 円未満である 世帯	26,40 0円	<u>17,44</u> <u>0円</u>	<u>17,200</u> <u>円</u>
			第 1 0 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が204,900円 以上228,800 円未満である 世帯	28,00 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>				第 1 0 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が204,900円 以上228,800 円未満である 世帯	28,00 0円	<u>18,72</u> <u>0円</u>	<u>17,200</u> <u>円</u>
			第 1 1 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が228,800円 以上252,900 円未満である 世帯	29,68 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>				第 1 1 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が228,800円 以上252,900 円未満である 世帯	29,68 0円	<u>19,84</u> <u>0円</u>	<u>17,200</u> <u>円</u>
			第 1 2	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割	31,20 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>				第 1 2	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割	31,20 0円	<u>20,72</u> <u>0円</u>	<u>17,200</u> <u>円</u>

新						旧					
			階層	が252,900円 以上276,800 円未満である 世帯				階層	が252,900円 以上276,800 円未満である 世帯		
			第 1 3 階層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が276,800円 以上300,800 円未満である 世帯	32,80 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 1 3 階層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が276,800円 以上300,800 円未満である 世帯	32,80 0円	<u>21,68</u> <u>0円</u> <u>17,200</u> <u>円</u>
			第 1 4 階層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が300,800円 以上322,000 円未満である 世帯	34,32 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 1 4 階層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が300,800円 以上322,000 円未満である 世帯	34,32 0円	<u>21,68</u> <u>0円</u> <u>17,200</u> <u>円</u>
			第 1 5 階層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が322,000円 以上338,000 円未満である 世帯	35,68 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 1 5 階層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が322,000円 以上338,000 円未満である 世帯	35,68 0円	<u>21,68</u> <u>0円</u> <u>17,200</u> <u>円</u>
			第 1 6 階層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が338,000円 以上354,000 円未満である	38,40 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	第 1 6 階層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が338,000円 以上354,000 円未満である	38,40 0円	<u>22,56</u> <u>0円</u> <u>17,920</u> <u>円</u>

新							旧						
			世帯							世帯			
		第 1 7 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が354,000円 以上370,000 円未満である 世帯	39,92 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第 1 7 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が354,000円 以上370,000 円未満である 世帯	39,92 0円	<u>22,56</u> <u>0円</u>	<u>17,920</u> <u>円</u>
		第 1 8 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が370,000円 以上440,200 円未満である 世帯	43,36 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第 1 8 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が370,000円 以上440,200 円未満である 世帯	43,36 0円	<u>22,56</u> <u>0円</u>	<u>17,920</u> <u>円</u>
		第 1 9 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が440,200円 以上500,200 円未満である 世帯	48,80 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第 1 9 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が440,200円 以上500,200 円未満である 世帯	48,80 0円	<u>22,56</u> <u>0円</u>	<u>17,920</u> <u>円</u>
		第 2 0 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が500,200円 以上560,200 円未満である 世帯	53,52 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第 2 0 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が500,200円 以上560,200 円未満である 世帯	53,52 0円	<u>22,56</u> <u>0円</u>	<u>17,920</u> <u>円</u>
		第 2	今年度分の区 市町村民税の	57,44 0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>			第 2	今年度分の区 市町村民税の	57,44 0円	<u>22,56</u> <u>0円</u>	<u>17,920</u> <u>円</u>

新							旧						
			1 階 層	うちの所得割 が560,200円 以上665,000 円未満である 世帯					1 階 層	うちの所得割 が560,200円 以上665,000 円未満である 世帯			
			第 2 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が665,000円 以上772,600 円未満である 世帯	59,44 0円	<u>0円</u>			第 2 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が665,000円 以上772,600 円未満である 世帯	59,44 0円	<u>24,64</u> <u>0円</u>	<u>19,920</u> <u>円</u>
			第 2 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が772,600円 以上887,500 円未満である 世帯	61,12 0円	<u>0円</u>			第 2 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が772,600円 以上887,500 円未満である 世帯	61,12 0円	<u>27,36</u> <u>0円</u>	<u>22,640</u> <u>円</u>
			第 2 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が887,500円 以上1,031,300 円未満である 世帯	61,52 0円	<u>0円</u>			第 2 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が887,500円 以上1,031,300 円未満である 世帯	61,52 0円	<u>28,40</u> <u>0円</u>	<u>24,000</u> <u>円</u>
			第 2 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が1,031,300円 以上である世	62,00 0円	<u>0円</u>			第 2 階 層	今年度分の区 市町村民税の うちの所得割 が1,031,300円 以上である世	62,00 0円	<u>29,44</u> <u>0円</u>	<u>25,280</u> <u>円</u>

新						旧					
			帯						帯		
別表第3（第3条関係）						別表第4（第3条関係）					
区分			月額（児童1人につき）			区分			月額（児童1人につき）		
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童			別表第1に定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第2に定める額（同項第3号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額			小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童			別表第1に定める額、別表第2に定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第3に定める額（同項第3号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額		
その他の児童			0円			その他の児童			0円		
別表第4（第3条関係）						別表第5（第3条関係）					
区分			月額（特定被監護者等1人につき）			区分			月額（特定被監護者等1人につき）		
最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等			別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（同項第3号イの			最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等			別表第1の第3階層(1)および第3階層(2)に定める額、別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第3のC階層の第2階層からD階		

新		旧	
	区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。)に100分の50を乗じて得た額		層の第2階層(1)までに定める額(同項第3号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。)に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円	その他の特定被監護者等	0円
<u>別表第5</u> (第3条関係)		<u>別表第6</u> (第3条関係)	
区別	月額(特定被監護者等1人につき)	区別	月額(特定被監護者等1人につき)
最年長である特定被監護者等	<u>別表第1</u> のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額(第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。)または <u>別表第2</u> のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに定める額(同項第3号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。)に100分の50を乗じて得た額	最年長である特定被監護者等	<u>別表第2</u> のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額(第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。)または <u>別表第3</u> のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに定める額(同項第3号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。)に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円	その他の特定被監護者等	0円
<u>別表第7</u> 削除		<u>別表第7</u> (第3条関係)	
		<u>区分</u>	<u>月額(特定被監護者等1人につき)</u>

新					旧																										
別表第 6（第 3 条関係） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="3">月額（特定被監護者等1人につ き）</th></tr><tr><th>3歳未 満児の 場合</th><th>3歳児 の場 合</th><th>4歳以 上児の 場合</th></tr><tr><td rowspan="2">最年長である特 定被監護者等</td><td>第3条第1項第2 号アまたは同項 第3号アの区分 に該当する場合</td><td>9,000 円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr><tr><td>第3条第1項第2 号イまたは同項 第3号イの区分 に該当する場合</td><td>7,200 円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr><tr><td colspan="2">その他の特定被監護者等</td><td colspan="3">0円</td></tr></table>					区分		月額（特定被監護者等1人につ き）			3歳未 満児の 場合	3歳児 の場 合	4歳以 上児の 場合	最年長である特 定被監護者等	第3条第1項第2 号アまたは同項 第3号アの区分 に該当する場合	9,000 円	0円	0円	第3条第1項第2 号イまたは同項 第3号イの区分 に該当する場合	7,200 円	0円	0円	その他の特定被監護者等		0円			最年長である特定被監護者等		3,000円		
							区分		月額（特定被監護者等1人につ き）																						
3歳未 満児の 場合	3歳児 の場 合	4歳以 上児の 場合																													
最年長である特 定被監護者等	第3条第1項第2 号アまたは同項 第3号アの区分 に該当する場合	9,000 円	0円	0円																											
	第3条第1項第2 号イまたは同項 第3号イの区分 に該当する場合	7,200 円	0円	0円																											
その他の特定被監護者等		0円																													
		その他の特定被監護者等		0円																											
別表第 8（第 3 条関係） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="3">月額（特定被監護者等1人につ き）</th></tr><tr><th>3歳未 満児の 場合</th><th>3歳児 の場 合</th><th>4歳以 上児の 場合</th></tr><tr><td rowspan="2">最年長である特 定被監護者等</td><td>第3条第1項第2 号アまたは同項 第3号アの区分 に該当する場合</td><td>9,000 円</td><td>6,000 円</td><td>6,000 円</td></tr><tr><td>第3条第1項第2 号イまたは同項 第3号イの区分 に該当する場合</td><td>7,200 円</td><td>4,800 円</td><td>4,800 円</td></tr><tr><td colspan="2">その他の特定被監護者等</td><td colspan="3">0円</td></tr></table>					区分		月額（特定被監護者等1人につ き）			3歳未 満児の 場合	3歳児 の場 合	4歳以 上児の 場合	最年長である特 定被監護者等	第3条第1項第2 号アまたは同項 第3号アの区分 に該当する場合	9,000 円	6,000 円	6,000 円	第3条第1項第2 号イまたは同項 第3号イの区分 に該当する場合	7,200 円	4,800 円	4,800 円	その他の特定被監護者等		0円							
							区分		月額（特定被監護者等1人につ き）																						
3歳未 満児の 場合	3歳児 の場 合	4歳以 上児の 場合																													
最年長である特 定被監護者等	第3条第1項第2 号アまたは同項 第3号アの区分 に該当する場合	9,000 円	6,000 円	6,000 円																											
	第3条第1項第2 号イまたは同項 第3号イの区分 に該当する場合	7,200 円	4,800 円	4,800 円																											
その他の特定被監護者等		0円																													
付 則 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。 2 改正後の第 3 条、付則第 2 項および第 3 項ならびに別表第 1 から別表第 6 までの規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額について適用し、同 年 9 月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。																															

品川区立幼稚園条例新旧対照表

新	旧
(保育料) 第4条 保育料の額は、<u>壱</u>とする。	(保育料) 第4条 保育料の額は、<u>幼児1人につき、別表第2に定める額</u>とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童(同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3において同じ。)以外の幼児に係る保育料は、当該幼児1人につき、別表第3に定める額とする。</u> <u>(1) 法第7条第4項の教育・保育施設</u> <u>(2) 法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所</u> <u>(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第3条第2号の幼児教育施設</u> <u>(4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚園</u> <u>(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設、同条第5項の居宅訪問型児童発達支援を行う事業所または同法第43条の2の児童心理治療施設(当該施設に通所する場合に限る。)</u> <u>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。)に、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4および別表第5において同じ。)以外の特定被監護者等(前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている特定被監護者等に限る。)に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。</u>

新	旧
(預かり保育の実施) 第5条 品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める区立幼稚園（以下「実施園」という。）において、教育課程に係る教育時間（以下「教育時間」という。）外に預かり保育を実施する。 2 預かり保育の種類は、次のとおりとする。 (1) 就労支援型預かり保育 保護者が預かり保育を希望し、かつ、保護者の就労時間その他家庭の状況等を考慮して特に必要があると認められる幼児に対し実施する預かり保育 (2) 子育て支援型預かり保育 保護者が預かり保育を希望する幼児に対し実施する預かり保育 3 預かり保育を利用しようとする保護者は、規則で定めるところにより委員会に申し込み、その承認を受けなければならない。 4 委員会は、前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者から、預かり保育に要する費用（以下「預かり保育利用料」という。）を日を単位として徴収する。<u>この場合において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第15条の6第2項に規定する施設等利用給付認定子どもの預かり保育利用料は、預かり保育利用料の日額から450円（1月の預かり保育の利用日数が26日目にあたる日にあつては50円、27日目以降にあたる日にあつては零）を減じた額（その額が零を下回る場合は、零とする。以下「実徴収額」という。）を徴収する。</u> 5 預かり保育利用料の額は、預かり保育の種類および利用時間の区分に応じ	<u>4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）がいる世帯で、当該要保護者等に係る特定被監護者等（第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている特定被監護者等に限る。）が、1人いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額とし、2人以上いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては当該特定被監護者等1人につき別表第5に定める額とする。</u> (預かり保育の実施) 第5条 品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める区立幼稚園（以下「実施園」という。）において、教育課程に係る教育時間（以下「教育時間」という。）外に預かり保育を実施する。 2 預かり保育の種類は、次のとおりとする。 (1) 就労支援型預かり保育 保護者が預かり保育を希望し、かつ、保護者の就労時間その他家庭の状況等を考慮して特に必要があると認められる幼児に対し実施する預かり保育 (2) 子育て支援型預かり保育 保護者が預かり保育を希望する幼児に対し実施する預かり保育 3 預かり保育を利用しようとする保護者は、規則で定めるところにより委員会に申し込み、その承認を受けなければならない。 4 委員会は、前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者から、預かり保育に要する費用（以下「預かり保育利用料」という。）を日を単位として徴収する。 5 預かり保育利用料の額は、預かり保育の種類および利用時間の区分に応じ

新	旧														
<u>別表第2</u>に定める。 6 各実施園で実施する預かり保育の種類は、規則で定める。 （<u>預かり保育利用料</u>の不還付） <u>第6条</u> 既納の預かり保育利用料は、還付しない。ただし、<u>次項に規定する場合および委員会</u>が特に必要と認めた<u>場合</u>は、この限りでない。 <u>2 既納の実徴収額について、預かり保育利用料の1月ごとの合計額から令第15条の6第2項第2号に定める額を減じた額（その額が零を下回る場合は、零とする。）を超えて徴収した額がある場合は、その超えた部分に相当する額を還付する。</u> （委任） <u>第7条</u> この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。 <u>別表第2 削除</u>	<u>別表第6</u>に定める。 6 各実施園で実施する預かり保育の種類は、規則で定める。 （<u>保育料の減免</u>） <u>第6条</u> 保育料は、委員会が特に必要と認めたときは、これを減額し、または免除することができる。 （<u>保育料</u>の不還付） <u>第7条</u> 既納の<u>保育料および</u>預かり保育利用料は、還付しない。ただし、<u>委員会</u>が特に必要と認めた<u>とき</u>は、この限りでない。 （委任） <u>第8条</u> この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。 <u>別表第2（第4条関係）</u> <table><tr><th colspan="2"><u>各月初日に在籍する幼児の属する世帯の階層区分</u></th><th rowspan="2"><u>月額（幼児1人につき）</u></th></tr><tr><th><u>階層区分</u></th><th><u>定義</u></th></tr><tr><td><u>第1階層</u></td><td><u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u></td><td><u>0円</u></td></tr><tr><td><u>第2階層</u></td><td><u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）</u></td><td><u>0円</u></td></tr><tr><td><u>第3階層</u></td><td><u>第1階層を除き今年度分の区市町</u></td><td><u>3,000円</u></td></tr></table>	<u>各月初日に在籍する幼児の属する世帯の階層区分</u>		<u>月額（幼児1人につき）</u>	<u>階層区分</u>	<u>定義</u>	<u>第1階層</u>	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u>	<u>0円</u>	<u>第2階層</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）</u>	<u>0円</u>	<u>第3階層</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町</u>	<u>3,000円</u>
<u>各月初日に在籍する幼児の属する世帯の階層区分</u>		<u>月額（幼児1人につき）</u>													
<u>階層区分</u>	<u>定義</u>														
<u>第1階層</u>	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u>	<u>0円</u>													
<u>第2階層</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）</u>	<u>0円</u>													
<u>第3階層</u>	<u>第1階層を除き今年度分の区市町</u>	<u>3,000円</u>													

新	旧		
		<u>村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯</u>	
	第4階層	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯</u>	<u>8,400円</u>
	第5階層	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上232,500円以下である世帯</u>	<u>11,200円</u>
	第6階層	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が232,501円以上256,300円以下である世帯</u>	<u>14,200円</u>
	第7階層	<u>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が256,301円以上である世帯</u>	<u>16,000円</u>
備考 削除	<u>備考</u> <u>1 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下この表において同じ。）の額をいう。</u> <u>なお、地方税法第323条に規定する区市町村村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。</u> <u>2 この表の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の</u>		

新	旧								
<u>別表第3 削除</u>	<u>所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。</u> <u>3 4月から8月までの期間に入園した幼児に係る4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。</u> <u>別表第3（第4条関係）</u> <table> <tr> <th><u>区分</u></th><th><u>月額（幼児1人につき）</u></th></tr> <tr> <td><u>小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第4条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である幼児その他の幼児</u></td><td><u>別表第2に定める額に100分の50を乗じて得た額</u> <u>0円</u></td></tr> </table> <u>別表第4（第4条関係）</u> <table> <tr> <th><u>区分</u></th><th><u>月額（特定被監護者等1人につき）</u></th></tr> <tr> <td><u>特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等（第4条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている特定被監護者等に限る。）</u></td><td><u>別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額</u> <u>0円</u></td></tr> </table>	<u>区分</u>	<u>月額（幼児1人につき）</u>	<u>小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第4条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である幼児その他の幼児</u>	<u>別表第2に定める額に100分の50を乗じて得た額</u> <u>0円</u>	<u>区分</u>	<u>月額（特定被監護者等1人につき）</u>	<u>特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等（第4条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている特定被監護者等に限る。）</u>	<u>別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額</u> <u>0円</u>
<u>区分</u>	<u>月額（幼児1人につき）</u>								
<u>小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第4条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である幼児その他の幼児</u>	<u>別表第2に定める額に100分の50を乗じて得た額</u> <u>0円</u>								
<u>区分</u>	<u>月額（特定被監護者等1人につき）</u>								
<u>特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等（第4条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている特定被監護者等に限る。）</u>	<u>別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額</u> <u>0円</u>								

新

別表第 5 削除

預かり保育の種類	利用時間	預かり保育利用料 (幼児1人につき)
就労支援型預かり保育	午前7時30分から 午後7時30分まで	1,150円
	午前7時30分から 午後6時30分まで	給食を提供する施設 75 0円 給食を提供しない施設 600円
	午前9時から午後5 時まで	給食を提供する施設 55 0円 給食を提供しない施設 400円
子育て支援型預かり保育	教育時間の終了時 から午後4時30分 まで	400円

備考 就労支援型預かり保育の利用時間については、教育時間を除く。

旧

別表第 5 (第 4 条関係)

区分	月額 (特定被監護者等1人に つき)
特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等 (第4条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている特定被監護者等に限る。)	別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円

別表第 6 (第 5 条関係)

預かり保育の種類	利用時間	預かり保育利用料 (幼児1人につき)
就労支援型預かり保育	午前7時30分から 午後7時30分まで	1,150円
	午前7時30分から 午後6時30分まで	給食を提供する場合 75 0円 給食を提供しない場合 600円
	午前9時から午後5 時まで	給食を提供する場合 55 0円 給食を提供しない場合 400円
子育て支援型預かり保育	教育時間の終了時 から午後4時30分 まで	400円

備考 就労支援型預かり保育の利用時間については、教育時間を除く。

新	旧
<u>付 則</u> <u>1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。</u> <u>2 改正後の第 4 条から第 6 条までの規定および別表第 2 の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料および預かり保育利用料について適用し、同年 9 月以前の月分の保育料および預かり保育利用料については、なお従前の例による。</u>	